

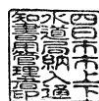
四日市市上下水道局告示第14号

四日市市上下水道局公印規程（昭和33年水道局管理規程第2号）第7条の規定に基づき、電子計算機に記録した公印の縮小した印影を出力して使用するので、次のとおり告示する。

令和7年3月31日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

- 1 名称 四日市市上下水道局納入通知書用管理者印
- 2 寸法 方12ミリメートル
- 3 印影



- 4 使用区分 (1) 納入通知書（令和7年度分）

（上下水道局管理部経営企画課）